2026年11月8日㈰　No.1458　発行・日本共産党大府市議団

大府かわら版



大府市が法を逸脱

市民の個人情報 無断で自衛隊に提供

9月議会　日本共産党・久永市議　あらためて問題ただす

今年の9月定例市議会は、8月25日㈪から10月6日㈰まで開かれました。日本共産党・久永かずえ市議は、大府市が18歳、22歳の市民の個人情報を本人に無断で自衛隊に提供し続けている問題をあらためて取り上げ「自衛隊への名簿提供はやめるべき」と強く求めました。質疑の概要を報告します。

1884人もの個人情報が自衛隊へ

「18歳以上の方が948名、22歳の方が936名」――合わせて1884人の住所、氏名等個人情報を令和7年度も宛名シールにして自衛隊へ提供していると、大府市が明らかにしました。（**久永市議の質問への答弁**）

法を逸脱する根拠をどう示せるのか？

なぜこんなことができると言うのか？日本共産党・**久永かずえ**市議は「個人情報無断提供」の根拠を質しました。

◉久永市議の質問…住民基本台帳法第11条では「閲覧」できるとしており、個人情報保護の観点からも自衛隊に名簿を提供できるとする法的根拠とはならない。「名簿提供」の法的定めはない。大府市は自衛隊法や同法施行令（**左欄**）を「法的根拠」とするが、同法令の「募集事務の一部」に市民の「名簿提供」という文言はない。名簿提供が許されると言う具体的な文言は何か。

市は「自衛隊への情報提供は住民基本台帳法に基づく閲覧申請ではなく、自衛隊法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律（**左欄**）に基づく」と答弁。「具体的な文言」という質問には直接答えず、自衛隊法施行令第120条の「必要な報告又は資料の提出」の中に「自衛官募集の対象者に関する情報提供が含まれており、これらの法令を根拠としている」としました。

久永市議は、施行令120条の「報告・資料提出」がイコール「名簿の提供」とは言い難いと批判。個人情報を保護すべき市の責任からも「名簿提供」の根拠を示すよう重ねて求めました。市は「市町村の法定受託事務」で「情報提供は法令に基づく事務」だと答弁。国の個人情報保護委員会の「制限の例外」との「見解」も持ち出し「市民課としては、国や県等の通知の趣旨を踏まえ、適切な事務処理であると考えている」などと述べました。

当事者の「除外申請」は検討したのか？

ならば「住民が名簿提供に同意できない」場合の「除外申請」を認めるのか、検討はされたのか――久永市議の質問に市は、自衛官募集にかかわる情報提供は「法令に基づく事務」だから「本人の同意を必要としてはいない」とあらためて明言。「除外申請」は「所管により適切に判断するものと考えている」と述べるだけでした。



議会討論で考えを表明…久永市議

18歳と22歳の大府市民の名簿を宛名シールにして、本人の承諾なしに自衛隊へ提供しているのは、住民基本台帳法からの逸脱であり反対します。法に沿って「閲覧」に戻すべきです。

大府市は個人情報保護法の第69条1項に「法令に基づく場合を除き」とあるのをとらえ、自衛隊への個人情報提供は「法令に基づくもの」だから間違っていないと言うために、その「法的根拠」として自衛隊法等を挙げます。しかし同法施行令第120条の「資料の提供」の「資料」に個人情報の明記はなく、これをもって「提供可能」とはなりえません。個人情報保護委員会の見解にも「自衛隊への名簿提供」と個別に認めた公の発言はありません。個人情報保護法は個人情報を守るための法。根拠や理由を明示できないまま拡大解釈すべきではありません。住民基本台帳法の原則に沿い、閲覧とすべきです。

「誓約書」を毎年取り交わすのは？

この名簿提供で自衛隊と毎年「誓約書」を取り交わす大府市。「法的根拠がある」としながら「誓約書」とは、不十分な法的根拠の「補強」のためではないか――久永市議の質問に市は「誓約書は毎年度で令和7年度も」として「法的根拠の補足ではなく、個人情報の再徹底と改めて情報提供の取扱いの確認という意味だ」などと答えました。

関連の法令

（ 下線は編集部 ）

●自衛隊法

第 97 条　都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

●自衛隊法施行令 120 条

第百二十条　防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

●個人情報保護に関する法律

第六十九条第一項　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

相談はお気軽に声かけください



生活相談　日常生活の困りごとについてご相談ください。

予約制で弁護士が対応　**法律相談**

11月18日㈬午後6時～　無料

お急ぎの方も、まずは久永議員へ

久永かずえ 携帯電話 090-1758-3521